

諮問番号：令和元年度諮問第1号（野審庁第6号）

答申番号：令和元年度答申第1号（野審会第3号）

答 申

第1．審査会の結論

「本件審査請求については棄却する」ことが相当であるとの審査庁の判断は、妥当である。

第2．審査請求に至る経過

- 1 令和元年6月6日、処分庁野洲市長（以下「処分庁」という。）は、本件審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対し、平成31年度個人市民税・県民税税額決定・納税通知書を発送した。
- 2 令和元年6月18日、審査請求人は処分庁に対し、野洲市税条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第3項の規定に基づく市民税の減免に係る申請（以下「減免申請」という。）を行った。
- 3 令和元年6月26日、処分庁は審査請求人からの減免申請に対し、規則第12条第1項各号の規定に該当しないため、同条第4項の規定に基づき、減免額を0円とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、減額（免除）通知書を送付した。
- 4 令和元年7月10日、審査請求人は処分庁に対し、本件処分の取り消しを求め審査請求を行った。

第3．審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

規則第12条第1項第5号の表中の課税標準額について、他の市町村と比較して著しく低く設定されており、各市町村の平均的な減額対象額と照らし合わせると審査請求人は市民税減額に相当する。

また、野洲市においては失業保険受給中及び職業訓練中の者に対する市民税の減額・免除の配慮がなされていない。

2 処分庁の主張

市民税の減免に関する規定は各市町村によって異なるが、審査請求人の平成31年度市民税の課税標準額をもって、仮に他の市町村の減免に関する規定に当てはめたとしても、減免に該当する市町村も該当しない市町村も存在することとなるので、野洲市の減免に関する規定における課税標準額が他の市町村と比較して著しく低く設定されているとは言えない。

また、失業保険受給中及び職業訓練中の者に対する市民税の減額・免除の規定について

ても、失業中であることにより市民税を一律に減額する規定を設けている市町村もあれば、設けていない市町村もあるため、これによって本市における規則の規定が他の市町村と比較して配慮がなされていないとは言えない。

第4. 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件に係る法令等の規定について

地方税法第323条の規定において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる」旨を規定している。

また、野洲市税条例（以下「条例」という。）第51条第1項第2号に「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」については、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する旨を規定している。

さらに、規則第12条第1項第5号に「失業、廃業等により前年と比較して所得が著しく減少したため、市民税の納付が困難と認められる者」については、その者の当該年度の市民税の課税標準額及び所得の減少の程度に応じて、市民税を免除又は減額する旨を規定している。

(2) 審理関係人の主張の検討

市民税の減免に関する規定は各市町村の裁量によるものであり、審査請求人の課税標準額である360万2千円を他の市町村の減免の規定に当てはめたとしても、該当する市町村も該当しない市町村もあるため、野洲市の減免の判断基準となる課税標準額の設定が他の市町村と比較して著しく低いものであると解することはできない。

また、審査請求人は失業保険受給中であり、職業訓練を行う予定もあるとのことであるが、このような理由により市民税を一律減額する規定を設けている市町村もあるが、設けていない市町村もあり、これによって本市における規則第12条の規定が他の市町村と比較して配慮されていないものであると解することはできない。

なお、審査請求人は「市民税の減額を、当初決定額の80%の減額とすることを求める」ことを審査請求の趣旨として審査請求書に記載しているが、その根拠に関しては明記されておらず、本市の規則には、当てはまる規定はない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5. 審査庁の考え

1 意見

本件審査請求については、棄却することが相当である。

2 理由

審理員意見書と同旨

第6. 調査審議の経過

審査会における調査審議の経過は、以下のとおりである。

年月日	処理内容
令和元年 10 月 29 日	審査庁からの諮問
令和元年 10 月 30 日	審査請求人から主張書面①の提出
令和元年 11 月 1 日	審査関係人に主張書面等の提出期限通知 審議（第1回審査会）
令和元年 11 月 6 日	審査請求人から主張書面②の提出
令和元年 11 月 8 日	主張書面等の提出期限（新たな提出なし）
令和元年 11 月 11 日	審議（第2回審査会）

第7. 審査会の判断

1 判断の結果

「第1 審査会の結論」のとおり

2 判断の理由

(1) 本件処分的前提となる事実等について

本件処分的前提となる事実及び本件処分の違法性について審査請求人は言及しておらず、処分庁も違法性があったとは認めていないため、これについては、審査請求人と処分庁の間で争いがないものと判断する。

(2) 市民税の減免規定における課税標準額の設定について

地方税法第323条の規定から、市町村民税の減免については各市町村の条例に規定することとされ、その基準については具体的に示されていないことから、基準の設定は各市町村の裁量に委ねられていると解することができる。

また、規則第12条第1項第5号における課税標準額の設定については、他の市町村と比較しても著しく低いとまでは言えない。

こういったことから、規則第12条第1項第5号における課税標準額の設定が妥当性を欠いているとは言えず、これに基づく処分も不当であるとは言えない。

(3) 失業保険受給中及び職業訓練中の者に対する市民税の減免の規定について

失業保険受給中及び職業訓練中の者に対する市民税の減免について、他の市町村において、失業している者に対し一律に減免する旨を規定している市町村もあれば、

規定していない市町村もあり、野洲市が他の市町村と比較して著しく配慮を欠いているとまでは言えず、これに基づく処分も不当であるとは言えない。

(4) 審査請求人の主張書面の内容について

審査請求人は主張書面において、いくつかの自治体を挙げ、市民税の減免に関する規定について市町村間に格差がある旨、規則第 12 条各号の規定が現状の社会情勢を反映していない旨をそれぞれ主張している。

しかし、他の市町村と野洲市の規定を比較検討することは、(2)及び(3)で述べたとおり本件処分が不当であるとする合理的な理由とはならない。

(5) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 8. 付言

諮問に対する当審査会の答申は以上のとおりであるが、次のとおり付言する。

地方税法第 323 条において市町村税の減免については各市町村の裁量に委ねられているものの、審査請求人の主張書面にあるように、市町村によって市町村税の減免の基準に差異があることは事実であり、納税義務者にとっても、住んでいる自治体によって減免が受けられるか否かが変わることは納得し難く、今後も同様の理由により審査請求が行われる可能性があるものと考えられる。

処分庁においては、納税義務者を取り巻く社会情勢の変化などに鑑み、市民税の減免の基準等について不断の見直しを行い、納税義務者の理解を最大限得られるよう尽力されることを期待する。

野洲市行政不服審査会

会長 野洲 和博

委員 阪口 大視

委員 牛尾 洋也